

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>1 賦課決定 地方税法第三章第二節(固定資産税)及び第四章第六節(都市計画税)に基づき、その年の1月1日(以下「賦課期日」という。)に土地、家屋、償却資産(以下「固定資産」という。)が所在する市町村で課する地方税(以下「固定資産税」という。)及び当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する地方税(以下「都市計画税」という。)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳(以下「固定資産課税台帳」という。))に所有者として登録されている者)であり、賦課期日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条及び同法第702条第2項)</p> <p>市町村長は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づいて、「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項及び同法第702条第2項)、その課税標準に各市町村長で設定する税率を乗じることで税額を算出して、賦課決定するものである。</p> <p>価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ(地方税法第432条)、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てをすることができる。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>2 賦課、徴収 本市においては、上記に基づき、固定資産課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を実施するものである。</p> <p>納付された領収済通知書等により納付確認を行い、納付額が課税額より多い場合は過納額を還付する。</p> <p>完納されていない納税義務者に対し督促状を送付し、督促した納税者から納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p> <p>3 証明書の発行 政令で定める者から税証明交付申請書を受領した場合には、納税証明書を交付する。また、固定資産課税台帳に記載をされている項のうち政令で定めるものについては、評価証明等各種証明書を交付しなければならない。(地方税法382条の3)</p> <p>4 特定個人情報ファイル 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>(1) 所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))第14条)</p> <p>(2) 納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方電子化協議会を經由し受領する。(地方税法第383条等)</p> <p>(3) 価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>(4) 固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に課税明細書及び納税通知書を送付する。(地方税法第364条等)</p> <p>(5) 天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条 等)</p>
③システムの名称	固定資産税システム 収納システム 滞納システム 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 審査システム(eLTAX) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 課税資料イメージ管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
1 資産情報ファイル 2 課税台帳情報ファイル 3 収納情報ファイル 4 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 【情報提供の根拠】 ・固定資産税に係る情報については情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課 財務部納税課
②所属長の役職名	資産税課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部資産税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部資産税課 0564-23-6094 岡崎市財務部納税課 0564-23-6123

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連項目 5 評価実施機関における担当部署 ① 担当部署	資産税課長 深田 充久 納税課長 竹下正昭	資産税課長 納税課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	督促した納税者から納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。	督促した納税者が完納に至らない場合は滞納処分を行う。	事前	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	・ 番号利用法第9条第1項 別表第1の16の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号利用法第9条第1項 別表第1の16の項	事後	
令和4年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条1項第5号 【情報提供の根拠】 ・ 固定資産税に係る情報については情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の27の項 【情報提供の根拠】 ・ 固定資産税に係る情報については情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	